

○ 立田山野外保育センター審議会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、立田山野外保育センター設置規則第4条第2項の規定に基づき、立田山野外保育センター審議会（以下「審議会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 立田山野外保育センター（以下「センター」という。）の基本的な運営について意見を述べること。
- (2) その他審議会が必要と認めること。

(委員)

第3条 審議会の委員は、次の各号に掲げる者とし、一般社団法人熊本市保育園連盟（以下「連盟」という）の理事長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 市民代表者 2人
- (3) 幼稚園団体 1人
- (4) 行政職員 3人
- (5) 利用者代表 2人

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。

- 2 再任は妨げない。
- 3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長をおく。

- 2 会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、審議会を代表し議事その他の会務を総括する。

(会議)

第6条 審議会の会議は会長が招集する。

- 2 会長は必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、意見または説明をさせることができる。
- 3 会議に出席した委員には費用弁償費を支払うことができる。

(事務)

第7条 審議会にかかる事務は、センターで行うものとする。

(補則)

第8条 この要綱による第1期の委員の任期は施行の日から平成15年3月31日までとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この要綱は、平成14年1月9日から施行する。

この要綱は、平成14年6月11日から施行する。

この要綱は、一般社団法人の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。